

保発 0612 第 3 号
平成 30 年 6 月 12 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術
に係る療養費の審査委員会の設置基準について

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号）の別添 1 「受領委任の取扱規程」によりはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会を設置することができる（保険者（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき療養費の支給を行う国民健康保険の保険者は、市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合）又は後期高齢者医療広域連合の判断により設置する）こととしたところであるが、療養費の支給申請書の審査を適正かつ効率的に実施するため、当該審査委員会の設置の基準を別添のとおり定めたので、その実施に遺憾のないよう御配慮願いたい。

別添

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の 施術に係る療養費の審査委員会設置要綱

1 目的

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術（以下「施術」という。）に係る療養費の支給申請書（以下「申請書」という。）を適正かつ効率的に審査するため、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会（以下「審査会」という。）の設置要綱を定めることを目的とする。

2 組織

- (1) 審査会の委員は、施術担当者を代表する者、保険者（後期高齢者医療広域連合を含む場合がある。以下同じ。）を代表する者及び学識経験者のうちから、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等が委嘱する。
- (2) 前項の委嘱は、施術担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ関係団体の推薦により、行わなければならない。また、学識経験者の委嘱に当たっては、医師及び施術に係る療養費制度に精通した者であって、公平・公正な審査をなし得る者の中から選定するものとする。
- (3) 前項の施術担当者を代表する者を推薦する団体は、当該団体に所属する会員等に対し、施術に係る療養費制度に関する指導や周知活動等を適切に実施しているものであること。
- (4) 施術担当者を代表する者は、受領委任の取扱いの中止措置を受けていない者であること。
- (5) 委員の総数は、各都道府県における申請書の審査件数等に応じて、健保協会支部長、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等が定めるものとする。
- (6) 委員の構成は、次のとおりとする。
 - ・ 施術担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者の委員は、原則としてそれぞれ同数とする。
 - ・ 施術担当者を代表する者、保険者を代表する者の委員は、必ず同数とする。
 - ・ 学識経験者の委員は、原則として複数とする。
 - ・ 施術担当者を代表する者の委員は、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の免許を有する者とする（複数とする場合、各委員がすべての免許を有する必要はなく、はり師、きゅう師の免許を有する委員とあん摩マッサージ指圧師の免許を有する委員等、当該複数の委員ですべての免許を有していれば差

し支えない。)

3 任期

- (1) 審査委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合において任命された審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 審査委員は、再任されることができる。
- (3) 健保協会支部長、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等は、審査委員が職務を怠り又は職務の遂行に堪えないときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

4 審査委員長

- (1) 審査会に学識経験者から委員の互選により審査委員長1人を置く。
- (2) 審査委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 審査会の招集

審査会は、審査委員長がこれを招集するものとする。

6 審査

- (1) 審査会は、健康保険法等の関係法令、施術に係る療養費の算定基準、受領委任の規程等及び健保協会支部長、都道府県知事又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等（以下「健保協会支部長等」という。）が別に定める審査会審査要領に基づき、申請書の審査を行う。
- (2) 審査会は、審査委員の2分の1以上の出席がなければ、審査の決定をすることができない。
- (3) 審査会は、公正かつ適正な審査を行わなければならない。
- (4) 審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、健保協会支部長等に対し、受領委任を取り扱う施術所のはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「施術者」という。）並びに当該施術所の開設者（以下「開設者等」という。）から報告等（受領委任の契約に係る委任をしている保険者に関するものに限る。）を徴するよう申し出ることができる。
- (5) 審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、開設者等から報告等（受領委任の契約に係る委任をしている保険者に関するものに限る。）を徴することができる。

7 審査結果の通知等

- (1) 審査委員長は、健保協会支部長等に対し、次の方法等により審査会の審査結果を報告するものとする。
 - ① 審査会は、請求額の減額又は不支給等の措置が必要な場合は、その理由を附

箋等に記載し、申請書に貼付する。

- ② 審査会は、保険者が患者に対する調査を行った上で療養費の支給の適否を判断すべきものがある場合は、その理由を附箋等に記載し、申請書に貼付する。
 - ③ 審査会は、保険者が施術者に対する質問を行った上で療養費の支給の適否を判断すべきものがある場合は、その理由を附箋等に記載し、申請書に貼付する。
 - ④ 審査会は、申請書の内容が不正若しくは不当なものである場合又は受領委任の規程等に違反しているものと認められる場合は、速やかに書面で報告しなければならない。
- (2) 審査委員長は、療養費（受領委任の契約に係る委任をしている保険者に関するものに限る。）の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該受領委任を取り扱う施術所を管轄する地方厚生（支）局又は都道府県知事に情報提供すること。その際、不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるものを優先して提供すること。
- (3) 健保協会支部長等は、他の保険者から審査の委任を受けている場合、当該保険者に審査会の審査結果を通知する。
- (4) 審査会は、保険者の療養費の支給決定に際し、保険者から審査の説明又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

8 再審査

審査会は、保険者からの請求内容の疑義及び施術者からの再審査の申し出があった場合は、再審査を行わなければならない。この場合は、審査委員の2分の1以上の出席がなければ、再審査の決定をすることができない。

9 守秘義務

審査委員又は審査委員の職にあった者は、法令において求められる場合その他正当な理由がある場合を除き、申請書の審査に関して知得した施術者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

10 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、健保協会支部長等が定めること。
- (2) 保険者、施術者の関係団体等の協力を求め円滑な実施に努めること。